

## 3 新しい機能や仕組み、方法等についての権利（特許権・実用新案権）

### 1. 特許権、実用新案権とは？

特許は発明を保護するものです。発明は、目に見えない思想・アイデアですので、家や車等のように、誰かが物理的に専有もしくは支配できるものではありません。

特許法は、この発明を保護すべく規定されています。具体的には、特許権者は、一定期間（特許出願から20年間）、その発明についての独占実施権が認められることとなります。

特許法でいう「発明」とは「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と規定されており、物（装置等）、方法、製造方法、プログラム等がその対象です。「発明」に該当しないものは、特許法での保護の対象になりません（【表3.1】参照）。

【表3.1】 発明に該当しないもの

発明に該当しないもの	例
① 自然法則を利用していないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然法則でないもの（計算方法、遊戯方法等）</li> <li>● 自然法則に反するもの（永久機関等）</li> <li>● 自然法則自体</li> </ul>
② 技術的思想でないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 美的創作物（絵画、彫刻等）</li> <li>● 技能（フットボールの投球方法等）</li> </ul>
③ 創作でないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発見（現象の発見や新種の蝶の発見等）</li> </ul>
④ 高度でないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存品の単なる組み合わせ等</li> </ul>

また、特許に似た制度に「実用新案」があります。特許が発明を保護するものであるのに対し、実用新案は、考案（小発明）を保護するもので、保護期間もその出願の日から10年と、特許より短く設定されています。

さらに権利を付与（登録）するか否かを定める方法が異なります。特許制度は権利の安定性重視の観点から、特許庁審査官によって従来技術と比較して「新規性（新しいもの）」や「進歩性（簡単には思いつかないもの）」といった、登録となるための要件全てを満たしているかどうかの審査が行われます。一方、実用新案制度では、早期権利付与の観点から書類に不備がないかどうかの形式的な審査のみが行われます。

【表3.2】 特許制度と実用新案制度の違い

制度名	保護できるもの	審査	最長の保護期間
特許制度	物、方法、製造方法、プログラム等	形状的な審査 新規性・進歩性の等の審査	出願から20年
実用新案制度	物（形状や構造等）	形式的な審査のみ	出願から10年